

藤枝市ロゴマークの使用の承認に関する要綱

(趣旨)

第1条 市長は、藤枝市のイメージを高めるため、藤枝市のロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を定めることとし、この要綱は、その使用承認に関し必要な事項を定める。

(ロゴマーク)

第2条 ロゴマークの様式は、別図第1及び別図及び別図第2に定めるところによる。

(使用の申請)

第3条 ロゴマークを使用しようとする者は、あらかじめ、使用承認申請書（第1号様式）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。その申請内容に変更が生じたときも同様とする。

- (1) 企画書
- (2) 商品に使用する場合は、その見本、広告に使用する場合は、その原稿
- (3) その他市長が必要と認める書類

(申請の省略)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、申請書の提出を省略することができる。

- (1) 国、地方公共団体又は公益法人が非営利事業に使用する場合
- (2) テレビ、新聞等が報道の目的で使用する場合
- (3) その他市長が申請を必要としないと認めた場合

(使用承認の基準)

第5条 市長は、第3条の規定による申請があった場合は、その使用目的及び使用形態がロゴマークを制定した目的に沿うものであると認められるときは、ロゴマークの使用を承認し、使用承認通知書（第2号様式）により通知するものとする。

2 使用目的又は使用形態が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の承認をしないものとする。

- (1) 特定の政治活動及び宗教活動に利用されるおそれがあるとき。
- (2) ロゴマークを使用して行う事業が法令及び公序良俗に反する、またはそのおそれがあるとき。
- (3) 品質、性能等に関し、公的機関の認定等が必要な製品に使用する場合において、当該認定等が得られていないとき。
- (4) ロゴマークを正しい使用方法に従って使用しないと認められるとき。
- (5) その他市長がロゴマークの使用を適当でないと認めたとき。

(使用の承認期間)

第6条 ロゴマークの使用の承認期間は、1年間とし、ロゴマークを1年を超えて使用しようとする場合は、再度使用承認申請書を提出しなければならない。

(使用方法)

第7条 ロゴマークは、定められた形状、色彩等に従って正しく使用しなければならない。ただし、市長の承認を受けたものはこの限りでない。

(ロゴマークの使用に係る費用)

第8条 ロゴマークの使用は、無償とする。

(使用承認の取消し)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、ロゴマークの使用の承認を取り消すことができる。

- (1) ロゴマークの使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が、この要綱に定める事項に違反した場合
- (2) 使用者が、使用承認の条件に違反した場合
- (3) 使用承認申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (4) その他市長が適当でないと認めた場合

2 市長は、前項の規定により使用の承認を取り消したときは、使用者に対し、使用承認取消通知書（第3号様式）により通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により使用の承認を取り消した者に対し、使用を中止させ、又は使用物件を回収させる等の措置を命ずることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

藤枝市長

様

（申請者）

住 所 （法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏 名 （法人にあっては、名称及び代表者の職氏名） 印

藤枝市ロゴマーク使用承認申請書

藤枝市ロゴマークの使用の承認について、藤枝市ロゴマークの使用の承認に関する要綱各条の規定を承諾の上、同要綱第3条第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

記

ロゴマークの種類	「藤の里ふじえだ」 「サッカーと文化のまち藤枝」	
使用目的		
使用方法		
使用物件		
使用期間		
申請者の職種		
品質、性能等に関し、公的機関の認定等の必要の有無	必 要	
	認定済	申請中
	不 要	

第2号様式（第5条関係）

藤 指 第 号
年 月 日

様

藤枝市長



藤枝市ロゴマーク使用承認通知書

年 月 日に提出いただいた藤枝市ロゴマーク使用承認申請について、下記の条件を付して使用を承認します。

【条 件】

- （1）市が定めた形、色等の規格に沿って正しく使用すること。
 - （2）利用許諾を受けた用途のみに使用すること。
 - （3）使用承諾申請書に明記された条件に従い使用すること。
- [その他]

第3号様式（第9条関係）

藤 指 第 号
年 月 日

藤枝市長



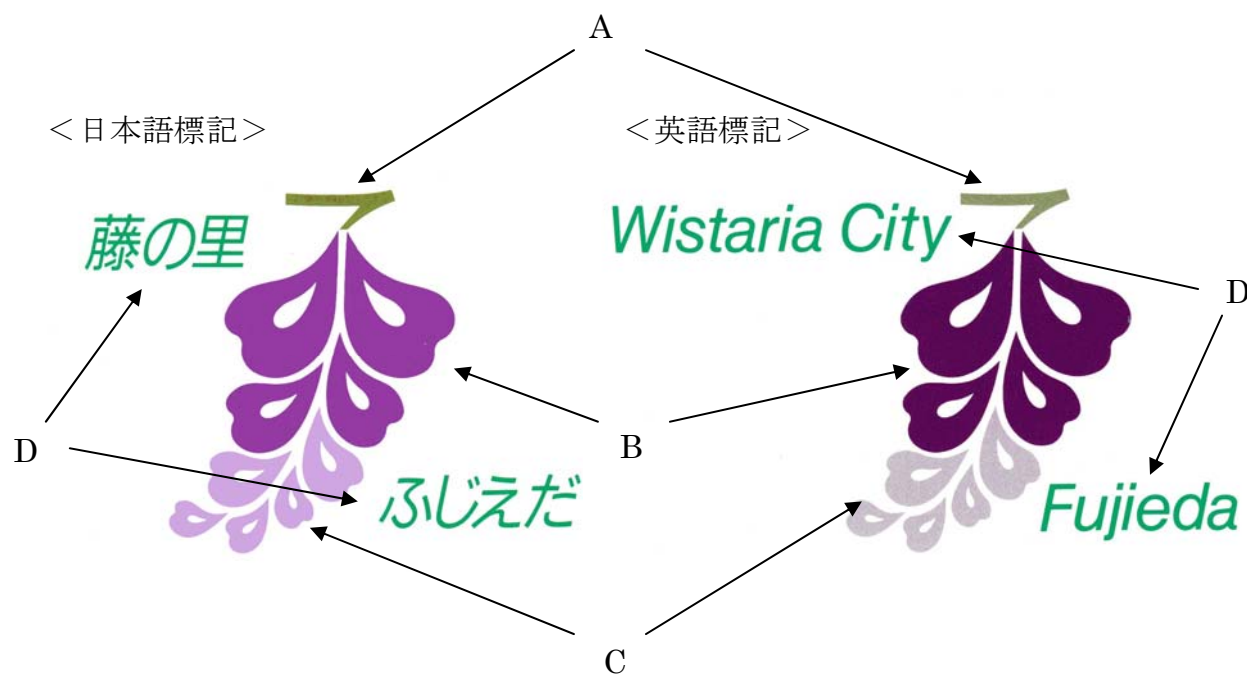
藤枝市ロゴマーク使用承認取消通知書

年 月 日付け藤指第 号で使用を承認した藤枝ロゴマークの使用については、藤枝市ロゴマークの使用の承認に関する要綱第9条第1項の規定に基づき承認を取り消します。

別図第1（第2条関係）

「藤の里ふじえだ」

ロゴマークの形、色は次のとおりとする。一部分のみを使用し、又は他の図形、文字等と重ねて使用してはならない。



凡例	4色分解
A	Y50+C30+BL30
B	M100+C60
C	M30+C20
D	Y60+C100

別図第2（第2条関係）

「スポーツと文化のまち藤枝」

ロゴマークの形、色は次のとおりとする。一部分のみを使用し、又は他の図形、文字等と重ねて使用してはならない。



凡例	4色分解	特色
A	M100+Y90	DIC156
B	C60+M50	DIC455
C	C80+M80+Y100	DIC330